

軽自動車税（種別割）の減免申請におけるチェックリスト

身体障がい者等の日常生活のために軽自動車を所有・使用している

↓ 軽自動車税（種別割）の減免を希望する

- 障がいの等級が該当している（1ページで確認。）
- 減免を受けたい車検証に「自家用」と記載されている
- 軽自動車の名義（納税義務者）が
身体障がい者等本人又はその者と生計を一にする者（家族）になっている
- 他に減免を受けている車はない

↓ すべての項目に✓がつく

減免の対象

減免を希望される方は、提出書類を持って納期限の日までに
伊万里市役所 税務課 市民税係で申請手続きを行ってください。
(電話番号 0955-23-2148)

～申請に必要なもの（提出書類等）～

- 減免申請書
- 身体障がい者手帳（カード）・療育手帳（カード）
精神障がい者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証・戦傷病者手帳
- 減免を希望する車検証
- 運転する人の運転免許証
- 納税義務者のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カード
- 軽自動車税（種別割）納税通知書
- 誓約書（※常時介護者運転の場合のみ）

軽自動車税（種別割）の減免制度について

—伊万里市—

1. 対象となる人

① 障がいの等級の範囲

- 身体障がい者等が所持している身体障がい者手帳等の障がい名の等級により判定します。
- 該当する障がいの等級は、身体障がい者手帳の等級ではなく、身体障がい者福祉法施行規則に定める等級です。
従って、重複障がいにより身体障がい者等手帳の等級が上がっている場合でも、個々の障がいの等級で判定します。
(上下肢の複合障がいの場合の特例を除く)
- 本人運転、家族運転、常時介護者運転の区別により該当する範囲が異なります。

該当する障がいの範囲

障がいの区分	本人運転	家族運転・常時介護者運転
視覚障がい	1級～3級及び4級の1	1級～3級及び4級の1
聴覚障がい	2級、3級	2級、3級
平衡機能障がい	3級	3級
音声機能障がい	3級（咽頭摘出者に限る）	—
上肢不自由	1級、2級	1級、2級の1及び2 <small>上肢の2級の3又は4と 下肢の3級の2又は3の 複合障がいであって1級 手帳保持者</small>
下肢不自由	1級～6級	1級～2級及び3級の1
体幹不自由	1級～3級及び5級	1級～3級
運動機能障がい	上肢機能 (1上肢のみを除く)	1級～2級 (1上肢のみを除く)
	移動機能	1級～3級 (1下肢のみを除く)
心臓機能障がい	1級、3級及び4級	1級及び3級
じん臓機能障がい	1級、3級及び4級	1級及び3級
呼吸器機能障がい	1級、3級及び4級	1級及び3級
ぼうこう又は直腸機能障がい	1級、3級及び4級	1級及び3級
小腸機能障がい	1級、3級及び4級	1級及び3級
ヒ免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～4級	1級～3級
肝臓機能障がい	1級～4級	1級～3級
知的障がい	A	
精神障がい	1級かつ、自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）の交付を受けている方	

※戦傷病者の場合でも戦傷病者手帳の障がいの程度により、軽自動車税の減免が受けられます。

2. 使用目的及び使用回数等の要件

※令和5年度から、軽自動車税（種別割）の減免要件を緩和します。

令和5年度から、身体障がい者等の家族や常時介護者が運転する軽自動車の軽自動車税（種別割）減免について、使用目的及び使用回数・期間の要件を撤廃します。それに伴い、従来必要であった証明書の提出も不要となります。

① 本人所有本人運転、家族所有本人運転、家族運転及び常時介護者運転の場合

○身体障がい者等本人又はその者と生計を一にする者（注1）が所有する軽自動車を身体障がい者等本人又はその者と生計を一にする者（注1）又は常時介護者（注2）が運転する場合は、身体障がい者等の日常生活の手段として使用されれば、使用目的及び使用回数・期間の要件はありません。

（注1）「生計を一にする者」とは、身体障がい者等と日常生活の資をともにしている（通常同居）親族（配偶者は内縁関係を含む、6親等以内の血族及び3親等内の姻族）をいい、住民票謄本によります。身体障がい者等が施設等に入所し、住民票をその施設内に移している場合は、同居になりませんが、健康保険証などにより、運転者がその身体障がい者等を扶養していれば、その運転者を「生計を一にする者」と認定することができます。

（注2）「常時介護者」とは、身体障がい者等のみで構成される世帯（18歳未満の者及び70歳以上の者は、含めずに考える。）に属する身体障がい者等を常時介護する者が運転する場合に限りです。

3. 対象となる軽自動車

① 軽自動車の種類及び制限

◎軽自動車の種類

軽自動車税（種別割）の対象となる軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車

◎軽自動車の制限

- 【1】車検証に「自家用」と記載されている軽自動車
- 【2】運転免許証の免許の条件（車両総重量の制限、AT車又はノークラッチ式車両に限る等）に合致した軽自動車
- 【3】身体障がい者等1人に対して自動車（普通自動車を含む）1台限り

② 軽自動車の名義

軽自動車の名義は、軽自動車税（種別割）の減免を受けようとする身体障がい者等本人又はその者と生計を一にする者になっていなければなりません。

（自動車販売業者等が、割賦販売契約により所有権を留保して所有者となっている場合は、使用者が身体障がい者等本人又はその者と生計を一にする者であること。）

4. 減免申請の方法

①提出先

伊万里市役所 税務課 市民税係 （電話番号 0955-23-2148）

②提出書類及び添付（掲示）書類

身体障がい者等に対する軽自動車税の減免を申請する際には次の書類を提出（提示）しなければなりません。

◎提出書類

1）減免申請書

◎提示書類等

- 1）身体障がい者手帳（カード）・療育手帳（カード）
精神障がい者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証・戦傷病者手帳
- 2）減免を受ける軽自動車の自動車検査証（車検証）
- 3）運転する人の運転免許証
- 4）納税義務者のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カード
- 5）軽自動車税（種別割）納税通知書
- 6）誓約書（常時介護者運転の場合のみ）

※手帳等、運転免許証、車検証の住所は原則同一でないといけません。

もし、住所等が違っている場合は、その管轄する機関（福祉課、市民課、警察署、軽自動車協会等）で、申請前に訂正をして下さい。

③減免申請期間

納税通知書の受領日から軽自動車税（種別割）の納期限の日まで

《その他》

☆現況届の提出について

◎引き続き減免の対象となるか確認するため、毎年3月末に「現況届」を送付いたしますので、内容を確認していただき、必ず期限までに提出してください。

なお、内容に変更があった場合や期限まで提出がなかった場合は、減免の取り消しや新たに申請が必要な場合がありますのでご注意ください。

☆軽自動車の手続きについて

◎買い換え等により廃車又は他の人に譲渡する場合は、その年度の3月末日までに軽自動車協会又はお近くの自家用自動車協会で抹消登録等の手続きをしてください。

◎市外へ転出された場合は、お近くの軽自動車協会又は自家用自動車協会です住所変更手続きを行い、転出先の市町村にて減免の手続きを行ってください。

☆自動車税及び自動車取得税の減免について

自動車税及び自動車取得税については、県税ですので、県税事務所等で減免の手続きを行うことになります。

◎武雄県税事務所

〒843-0023

武雄市武雄町大字昭和 265（武雄総合庁舎内）

電話番号 0954-23-3103

◎佐賀県税事務所（自動車税担当）

〒849-0928

佐賀市若楠2-7-5

電話番号 0952-30-1511

〒848-8501

伊万里市立花町1355番地1

伊万里市役所 税務課 市民税係

（電話番号）0955-23-2148